

# Tottori C.C.I

2023.8.15



鳥取商工会議所報

No  
750

発行所／鳥取商工会議所 所在地／鳥取市本町3丁目201 TEL26-6666 FAX22-6939 発行人／鳥取商工会議所 印刷所／日ノ丸印刷株式会社  
URL <http://www.tottori-cci.or.jp> 毎月15日発行



## CONTENTS

- 県連景況調査結果  
売上回復もコスト上昇が重荷に
- 建設部会が県との意見交換会を開催  
鳥取県と活発に意見を交わす
- 管理職向けセミナーを開催  
部下の意欲を向上させるためには
- インボイス&電帳法を解説  
2023年度税制改正でこう変わる！

頒価1部80円  
(但し、会員の購読料は  
会費の中に含まれます)

## CONTENTS VOL.750 (2023. 8)

### ■ 動向…………… 3～12

- ・ 県連景況調査結果
- ・ 管理職向けセミナーを開催
- ・ 建設部会が県との意見交換会を開催
- ・ インボイス&電帳法を解説
- ・ 議員交代、会員情報

ほか

### ■ 検定案内……………13

### ■ 青年部だより……………14～15

### ■ 女性会だより……………16

### ■ 市民交流ホール案内……………17

### ■ インフォメーション……………18

#### 今月の表紙

#### 鳥取しゃんしゃん祭 (©鳥取しゃんしゃん祭振興会)



鳥取市の夏の風物詩といえば「鳥取しゃんしゃん祭」。59回目を数える今年の鳥取しゃんしゃん祭は、第56回の中  
止、第57回の無観客開催、第58回の有観客開催のコロナ禍  
を経て、4年ぶりに中心市街地で開催されました。  
表紙写真は、ギネス世界新記録を達成した第50回鳥取しゃ  
んしゃん祭の「写真コンテスト」で大賞を受賞した作品。  
作品名「世界の流れに」、受賞者：那須昭美さん。

#### 設計・監理

(一社)鳥取県建築設計事務所協会会員

有限会社 **赤山建築設計事務所**



代表取締役 赤山 善男  
取締役管理建築士 赤山 渉

鳥取市西町3丁目501  
TEL (0857) 22-8611(代)/FAX (0857) 22-8612  
mail:info@akayama.red

#### 企業向け安全運転講習も承ります

新入社員研修や社内研修など、内容時間などご相談ください。

学校法人 東雲学園

### イナバ自動車学校

〒680-0935 鳥取市里仁 97-1 (国体道路沿い・布勢運動公園手前)  
TEL 0857-31-2111 (代) FAX 0857-31-0008

# 動向

## 県連景況調査

今  
期  
業  
況  
判  
断

売上回復もコスト上昇が重荷に

人手不足など経営課題が山積

鳥取県商工会議所連合会はこのほど、県内企業150社を対象に実施した2023年4～6月期の景気動向調査結果をまとめました。回収率77・3%。

全産業合計の業況判断はマイナス9・1と前期から3・0ポイント悪化しました。売上高は7・0ポイント良化に転じたものの、収益状況は3・7ポイントの良化に留まり、著しいコストの上昇によって利益の確保に苦慮している経営状況が見受けられます。

来期見通しは新型コロナウイルスの類型移行後、初の夏休みで観光関連産業は好転が期待されるも、多くの業種で長期化する物価高が経営の足かせになっており、県内経済は厳しい状況が続く見込みです。

### 建設業・小売業に厳しさ

【今期動向】全産業合計の業況判断は前期に比べて悪化しました。中でも建設業と小売業は一定の売上は確保できたものの、業況判断をはじめ資金繰りや収益状況の項目で大幅に悪化。原材料価格の高騰や燃料費・賃上げコストの上昇を価格に転嫁できいていない状況が推察されます。

一方、製造業と卸売業は、電力料金が落ち着いたことや価格転嫁が進んだことにより、収益面を中心に回復の傾向を示しています。

### 観光需要に期待も・・・

【来期（23年7～9月）見通し】全産業合計の来期業況判断はマイナス10・4と前期のマイナス10・5と比較し、ほぼ横ばいに推移する見通しです。

サービス業は、新型コロナウイルスの類型移行後、初めての夏休み・盆休みを迎え、宿泊・観光サービス業を中心に売上回復への期待が高まります。一方で小売業は、生活必需品の値上げが消費マインドを低下させており、先行きに不安を残す結果となっています。

### 収益面の課題が依然上位に

【経営上の問題点(複数回答)】

「原材料・仕入れ価格上昇」(21・4%)が前期と同じく首位。以下2位も「経費の増加」(14・2%)、3位「売上・受注の減少」(12・6%)と前期調査と同様の結果となりました。原材料価格の高止まりに加え、賃上げによる人件費や電力料金、副資材・消耗品等の諸経費の値上げで、収益を圧迫している状況が続いています。

記述式の回答でも「電力料金をはじめ治工具・油類の高騰で利益が出にくい」(製造業)、「売上高の増加は単価上昇によるもので、むしろ販売数量や利益率は悪化している」(卸売業・小売業)といった回答が多く、利益確保が難しい実態が浮き彫りになりました。このほかに、「公共工事の発注が芳しくない」(建設業)や「人手不足」(複数の業種)などの声が聞かれ、依然として企業を取り巻く環境は厳しく課題が山積しています。

前期比 ( )内は2023.1～3月期の数字

来期見通し (2023.7～9月期)

※( )内は(23.4～6月期)の見通し

	回収率	前期比					来期見通し						
		売上高	売上単価	資金繰り	借入難度	収益状況	業況判断	売上高	売上単価	資金繰り	借入難度	収益状況	業況判断
全産業合計	116	3.5(-3.5)	15.5(16.2)	-3.9(-1.8)	-0.4(0.0)	-8.6(-12.3)	-9.1(-6.1)	0.0(-2.7)	3.9(14.5)	-6.6(-3.6)	-0.9(0.9)	-6.9(-11.4)	-10.4(-10.5)
製造業	35	8.6(6.1)	20.0(24.3)	-10.0(-4.6)	-7.1(-3.1)	-2.9(-16.7)	-7.2(-7.6)	2.9(16.7)	2.9(22.7)	-17.1(-7.6)	-8.6(-1.5)	-7.2(-7.6)	-11.5(-7.6)
非製造業	81	1.2(-7.4)	13.6(13.0)	-1.3(-0.7)	2.5(1.3)	-11.1(-10.5)	-9.9(-5.6)	-1.3(-10.5)	4.4(11.2)	-1.9(-1.9)	2.5(1.9)	-6.8(-13.0)	-9.9(-11.7)
(建設業)	24	-10.4(-22.0)	6.3(-2.0)	-6.3(2.0)	2.1(4.0)	-27.1(-16.0)	-25.0(-14.0)	-6.3(-26.0)	-4.2(-2.0)	-10.4(-4.0)	0.0(4.0)	-12.5(-22.0)	-16.7(-26.0)
(卸売業)	18	22.2(-5.3)	27.8(31.6)	5.6(-2.7)	8.4(2.7)	8.3(-13.2)	8.4(-5.3)	2.8(-7.9)	13.9(23.7)	5.6(-2.7)	5.6(2.7)	-5.6(-15.8)	-5.6(-7.9)
(小売業)	19	-10.5(-8.4)	2.7(11.1)	-10.5(-2.8)	-5.3(-2.8)	-23.7(-16.7)	-21.1(-8.3)	-10.5(-5.6)	2.7(13.9)	-2.7(-8.4)	2.6(0.0)	-13.2(-16.7)	-22.2(-16.7)
(サービス業)	20	7.5(10.5)	20.0(15.8)	7.9(0.0)	5.3(0.0)	2.5(5.3)	2.5(7.9)	10.0(2.7)	7.5(13.2)	2.7(8.8)	2.7(0.0)	5.0(5.3)	2.5(7.9)

BSI = 1/2(X-Z) X=上昇・増加、Y=横ばい、Z=減少・下降 ただし(X+Y+Z=100)

# 動向

管理職向けセミナーを開催

## 立場や役割など理解を深める

部下の意欲を向上させるためには

鳥取商工会議所は7月25日(火)、鳥取市本町3丁目の鳥取商工会議所ビルで「マネジメン トスキルアップセミナー」を開 催し、会員事業所の管理職やリ ーダーの役割を担う従業員ら29人 が参加しました。



講演する山口講師

講師は、(公財)産業雇用安 定センターのインストラクター・ 山口克司氏が務め、管理職とし ての立場や役割、組織力を高め るための基本的な考え方などを 指南しました。

部下を生かして成果を上げる ことが管理職の大事な役割と話

す山口講師は「部下のモチベ ー ションを向上させるためには、 組織全体の目標や担当する業務 の目標を明確に示すことが重要」 と解説。加えて業務の目的や意 義を伝えることの大切さを訴え ました。

また山口講師は、管理職に求 められるコミュニケーション能 力についても言及しました。中 でも、部下の話にしっかりと耳 を傾け、他者を理解する姿勢や 感謝の言葉をかけるなど、心を 通い合わせる上司の姿が大切で あると強調しました。

人事評価に関する講義では、 個人的な人間関係や漠然とした 印象で評価せず、業績や行動の 事実をもとにした評価を徹底す るように教示。また、評価後は 期待する能力水準と現状の差異 をフィードバックし、部下に今 後の課題を自覚させることが大 切であるとアドバイスしました。

# 鳥取大学からのお知らせ Vol.81



## ■鳥取大学公開講座 サイエンス・アカデミーのお知らせ

鳥取大学では地域社会貢献の一環として、教育・研究の 成果を広く地域住民の皆様を紹介するため各種公開講座を 実施しており、このたび『サイエンス・アカデミー 医工 連携が拓く未来社会シリーズ』として2回シリーズで開催 します。

主会場を鳥取県立図書館2階大研修室とし、ライブ中継 会場として米子市図書館、倉吉市図書館などでもご聴講い ただけます。

○令和5年8月26日(土) 10:30~12:00  
講師：研究推進機構研究戦略室  
URA准教授 古賀 敦朗  
演題：ちいさなまち鳥取から世界へ！  
～新しい取り組み“医工連携”ってなーに？～

○令和5年9月9日(土) 10:30~12:00  
講師：工学部電気情報系学科 准教授 松永 忠雄  
演題：最新の医療用検査・治療機器開発は医工連携から 生まれる ～病院で育てるエンジニア～

CoRE とっとり県民カレッジ講座  
鳥取大学サイエンス・アカデミー Vol.533  
シリーズ 医工連携が拓く未来社会  
ちいさなまち鳥取から世界へ！  
～新しい取り組み“医工連携”ってなーに？～

医工連携という言葉は聞いたことがありますか？ 私たちは、鳥取大学の“医”とものづくり企業の “工”の「医工連携」に取り組んでいます。是非みなさんと鳥取大学のチャレンジにワクワク感を感じて てもらいたいです。  
講師：研究推進機構 研究戦略室 URA准教授 古賀 敦朗

お申し込みは電話・FAX・メール・郵送・ホーム ページにて、お名前・ご連絡先(電話番号 とメールアドレス)・講座名・会場のご登録 をお願い致します。



鳥取大学地域価値創造研究教育機構地域連携推進室  
koken@ml.adm.tottori-u.ac.jp

# 動向

## 建設部会が意見交換会を開催 公共工事の在り方を議論 鳥取県と活発に意見を交わす

鳥取商工会議所建設部会（影井一清部会長）は6月30日（金）、鳥取市永楽温泉町の観水庭こぜにて総会、鳥取県との意見交換会を開催し、同部会員38人が出席しました。総会では、同部会の事業計画を承認したほか、新しい副部会長に藪田浩明氏（㈱白兎設計事務所代表取締役社長）を写真Ⅱを選任しました。



同社選出の鳥取商工会議所職務執行者で副部会長を務めた霜村將博氏（会長）の退任によるもので、部会規約第9条の規定に従い承認されました。任期は、霜村前副部会長の残任期間の2023年6月30日から25年10月31日までです。

続いて行われた県との意見交換会では、県土整備部技術企画課の藤井優課長と技術調査担当

の岡秀樹係長、県総務部宮繕課の下田悟課長と川口新二参事の4人を招き、公共工事の見通しについて説明を受けた後、活発に意見を交わしました。



活発に行われた意見交換会

藤井課長は、公共工事予算の推移や巡視点検の効率化を目的とした道路維持管理システムの導入などを解説。下田課長は「物価・資材高騰に対応するため、経費率や計算単価の見直しに加え、年度予算の増額を予定して

いる」と県の姿勢を示しました。

意見交換では、公共工事について「現在の発注方法や工事高で地域や企業が発展していけるのか」という意見に対し、藤井課長は「単価改定やルールの見直しを積極的に進めていく」とし、下田課長は「財政状況によるが、できる限り事業を確保していきたい」と話しました。その他に部会員からは、山陰近畿自動車道（鳥取―覚寺間）の都市計画の遅れに対し、早期着工を望む声が聞かれました。

### 建設部会

鳥取商工会議所の建設部会の総会が次の通り開催されました。

影井 一清部会長

◆開催日 6月30日（金）

◆出席者数 38人

◆主な事業計画 ①正副部会長

会議、常任委員会、総会の開催

②部会交流事業の開催③意見交

換会、セミナーの実施④視察・

調査研究⑤部会員が希望する事

業

#### 全国商工会議所

事業活動における賠償リスク、事業休業リスク、財物損壊リスクを総合的に補償します。



## ビジネス総合 保険制度

ここがおすすめ

- 会員事業者を取り巻くリスクに対する補償のモレ・ダブリを解消し、一本化して加入可能
- 賠償責任（生産物、リコール、情報漏えい、サイバー、施設、事業活動遂行、管理下財物）リスクを総合的に補償
- 休業に関する補償により災害に遭った際の事業継続のための資金を確保
- 早期災害復旧支援により事業継続を後押し

最大  
約33%  
割引

商工会議所の 保険制度HP 制 度 運 営	https://www.ishigakiservice.jp/ 日本商工会議所	お問い合わせ先	各地商工会議所 商工会議所名簿（検索）	引受損害保険会社	東京海上日動火災保険株式会社【事業活動包括保険】 損害保険ジャパン株式会社【事業活動総合保険】 三井住友海上火災保険株式会社【企業総合賠償責任保険、建設業総合賠償責任保険】 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社【タフビズ賠償総合保険、タフビズ建設業総合保険】 大同火災海上保険株式会社【賠償総合保険】
-----------------------------	--	---------	------------------------	----------	--

●一部の商工会議所では、一部特約を取り扱っていない場合があります。取り扱いの有無はお近くの商工会議所にご確認ください。●本事業広告は概要を示したものです。補償の内容、対象業種等は引受保険会社によって異なります。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。●お見積り、ご加入手続き、保険内容の不備点は、お近くの代理店または引受保険会社までご連絡ください。●商工会議所では、本制度のほかにも各種保険・共済制度を取り扱っております。詳しくは、お近くの商工会議所にお問い合わせください。●本事業広告は、商工会議所会員向け保険制度の事務管理を行う有限会社石垣サービス（パートナーシップ構築宣言企業）が日本商工会議所の経営協力により作成したものです。●本事業広告は、2023年5月時点の引受保険会社の商品内容をもとに作成しております。

# 動向

## 議員交代



やまこう建

設(株)の鳥取商  
工会議所職務  
執行者が、岡  
田幸一郎氏か

ら鶴石健治氏(代表取締役社長)  
写真に交代されました。

## 会員情報

(敬称略)  
(順不同)

6月16日～7月15日届け出分

### 【代表者変更】

#### ◆親和商事(株)

鳥取市扇町9-2 とりぎん  
プラザビル4階

代表取締役社長 福田 智博

#### ◆テルウェル西日本(株)鳥取営業支店

鳥取市湯所町2丁目258

支店長 小林 篤志

### 【住所変更】

#### ◆(有)サンケン

鳥取市湖山町北6丁目472

↓鳥取市安長64-5

#### ◆(有)I・T・T

鳥取市江津167-1 ↓鳥取

市下段253-1

#### ◆(株)JTB鳥取支店

鳥取市扇町58ナカヤビル6階

↓鳥取市行徳1丁目205

#### ◆ ◆ ◆

社名変更・代表者変更・住所

変更等の情報をお寄せください。

鳥取商工会議所総務課

## 特許相談会のご案内

相談会では、アイデア段階から特許取得、事業発展に至る各段階において、権利を得るための必要な手順などを専門家(弁理士)に直接相談できます。

ぜひお気軽にご利用ください。

### 1. 開催日 随時開催

(随時申込、日程調整後にオンライン開催)

### 2. 相談員 渡辺国際特許事務所

所長弁理士 渡辺三彦氏  
副所長弁理士 水内龍介氏  
(2人のうち、どちらか1人が対応)

### 3. 問い合わせ先

鳥取商工会議所経営支援一課  
TEL: 0857-32-8005

事業主と労働者のための

## 法律相談

Q&A (149)

## 割引券と景品表示法

**Q** 我が社では、商品を購入いただいたお客様に対して、もれなく割引券を発行しようと考えています。この割引券は我が社のみならず他社でも使用できますが、いわゆる景品表示法の規制を受けるのでしょうか。

**A** 今回は割引券と景品表示法について説明します。本件のような割引券は、その役務の提供を受けた顧客に対してもれなく一定の経済上の利益を提供するものであり、いわゆる総付景品に該当します。総付景品に該当する場合、

景品表示法の規制を受けるのが原則ですが、例外的に「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」及び「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限の運用基準」に定める適用除外に該当する場合には、景品表示法の規制を受けません。すなわち、自己の供給する商品又は役務の取引において用いられる割引券その他取引を約する証票であって、正常な商慣習に照らして適当と認められるものについては、景品表示法の規制を受けないとされています。

ただし、割引の対象が唯一ないし特定のサービスに限定されているような場合には適用除外に該当せず景品表示法の規制を受けることがあります。

また、自社だけでなく、他社との取引においても共通して用いられる割引券等についても、自社との取引においては値引きと同様の効果が認められるため、本件のような割引券も景品表示法の規制を受けないといえます。ただし、他社との取引において用いた方が割引額が大きい場合など、割引券が専ら他社との取引に用いられることが想定される場合には、景品表示法の規制を受けることになります。

弁護士 上田 雅 稔

(いなば総合法律事務所)

鳥取市本町3丁目201 鳥取商工会議所ビル5F  
TEL0857-21-2377 FAX0857-22-6857

〈特別寄稿〉財務省担当官が分かりやすく解説

# インボイス&電帳法 令和5年度税制改正で こう変わる



日本商工会議所の要望活動などにより、昨年12月に公表された令和5年度税制改正大綱で、消費税インボイス制度および電子帳簿保存法に関する負担軽減措置などが講じられることとなった。

インボイス制度については、免税事業者がインボイス発行事業者となる場合、納税額を売上税額の2割とする「2割特例」や、中小企業が行う税込1万円未満の課税仕入は、インボイスの保存がなくても仕入税額控除として認める「少額特例」などにより、事業者の税負担や事務負担が軽減されることとなった。

電子帳簿保存法については、全ての事業者が対応する必要がある「電子取引データの保存義務」に関して中小企業の経理実務を考慮し、相当の理由がある場合は、「出力書面を保存」し「税務職員から求められた際にデータで渡せる」状態にしておけば、従前の保存方法のままでも良いこととされる猶予措置などが講じられることとなった。

テレビCMなどの影響もあり、両制度について、「名前を聞いたことがある」「概要は知っている」という人は多いと思うが、令和5年度改正の内容まで理解している人はまだ少ない。そこで、両制度の改正に携わった財務省担当官に、分かりやすく解説してもらった。

## 令和5年度税制改正でこう変わる

インボイス制度への対応や  
負担軽減措置について

佐々木 辰実 (ささき・たつみ)

財務省主税局税制第二課 課長補佐

2011年に国税庁に入庁。国税庁、税務署、経済産業省での勤務を経て19年7月から現職。現職では、消費税制度全般を担当し、令和5年度税制改正の見直しを含め、軽減税率・インボイス制度に関する企画・立案を主導。自身もさまざまな業界・業種に向けて300回を超えるインボイス制度の説明会の講師を担当し、1万5000人以上が受講

平素より税務行政への深いご理解と多大なご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、インボイス制度が本年10月から始まります。4月末時点における登録申請件数は334万件という状況であり、普段の生活でもインボイスに対応したレシートや領収書を手取る機会も増えてきました。事業者の皆さまにおいては制度対応の準備を進めているところかと思えます。今回は、令和5年度改正で措置されたインボイス制度の負担軽減措置を中心にご説明します。

本稿では「分かりやすさ・読みやすさ」を重視していますので、情報の正確性や網羅性に欠ける部分もあります。ご容赦ください。また、文中、意見にわたる部分は、筆者個人の見解となります。

## 1 インボイス制度の執行当局における柔軟な対応

インボイス制度では、売り手はインボイスを発行し、買い手はインボイスを保存することで仕入税額控除を行うこととなります。

このインボイスの発行に当たっては、現在お使いの請求書に、①登録番号②適用税率③消費税額を追加いただくこととなります。ここで「現在お使いの請求書」と表現しましたが、この請求書について、これまで消費税法における「請求書の記載事項」を意識されたことはありますでしょうか。

あまり意識したことはなかったのではないのでしょうか。そうした中、インボイス制度が始まることで、改めてこの「記載事項」に着目することになるわけですが、この点に関して、先日の国会において注目すべき議論がありました。

資料1の通り、これまでも軽微な「記載事項」に着目した調査は実施してはいたが、それは今後とも変わらないということです。国税庁としても、まずは制度の定着を重視し、柔軟に対応していくとの姿勢がうかがえる答弁ではないでしょうか。

そのため、制度の開始時に完璧な形で対応することはもちろん理想ではありませんが、そこまで神経

質に捉える必要はなく、仮に制度が始まってから誤りに気付いても、その都度見直ししていけばいい、という考えを持ってもらってもよいのではないかと思います。

## 2 インボイス制度の負担軽減措置について

さらに円滑にインボイス制度へ移行できるよう、インボイス発行者となる免税事業者への特例など、令和5年度改正で次の負担軽減措置が設けられました。

## (1) 2割特例

インボイス制度への移行に当たり、最も寄せられていた懸念が、免税事業者がインボイス発行者となつた場合の税負担の転嫁の難しさや事務負担でした。これを可能な限り緩和するために、今般、売上税額の2割を納税額とできる特例を3年間設けることとされました。

この「2割を納税額とできる」というのは、つまり、売上税額から8割の税額控除を行うということであり、簡易課税における業種の把握やその仕分けは不要です(そのため申告書も簡素に!)。また、確定申告時に選択適用できるため、簡易課税のような事前の届け出もなく、大幅に事務負担が軽減され

## インボイス&電帳法 令和5年度税制改正でこう変わる

ることとなります。言い換えれば、税率ごとの売り上げさえ把握できれば申告できるということですが、さらにフリーランスのように単一税率の売り上げしかない方は売り上げさえ把握できれば申告できます。税負担の点でも、免税事業者の多くはサービスマンに属しており、サービスマンのみならず仕入率が5割であることを考えると、多くの方の負

担軽減にもつながると考えています。  
(2) 少額特例  
インボイス制度への移行後、6年間は、2年前の売り上げが1億円以下の事業者が行う税込1万円未満の課税仕入れについては、インボイスの保存がなくても仕入税額控除が認められることとされま

した。  
これによって、当分の間、少額な取引についてインボイスかどうかを確認する必要がなくなります。  
(3) 少額な返還インボイスの交付義務免除  
インボイス制度への移行に当たり、売り手が負担する振込手数料の扱いについても多くの懸念が寄せられていました。そのため、全ての方を対象に、返還インボイスの交付義務を見直し、税込1万円未満の値引きや返品などについては、返還インボイスの交付義務を免除することとされました。(2)の少額特例と異なり、これには適用対象者に制限や適用期限はありません。  
なお、振込手数料について、支払手数料として処理する場合の取り扱いなど、後述の財務省ホームページに掲載するQ&Aで示していますので、ぜひそちらもご覧ください。

(4) 登録制度の見直し  
現在、免税事業者については、さまざまな特例などを踏まえて制度が始まるまで様子見される方もいるかもしれません。そうした方が制度開始後に登録すると判断した場合にスムーズに登録できるよう、登録制度が見直されました。  
具体的には、登録申請書に記載する「登録希望日」に登録されることとなりました。なお、「登録希望日」は申請日から15日以上空けていただく必要があります。

### 資料1

#### 令和5年2月10日 衆議院・財務金融委員会における インボイスの不備に関する答弁（抜粋）

(鈴木財務大臣)

国税当局が行います税務調査につきましては、大口で悪質な不正計算が想定されるなど、調査必要度の高い納税者を対象としているところでありまして、これまで、請求書等の保存書類についてなどの軽微な記載事項の不足を確認するための税務調査は実施していない、そのように承知をしております。インボイス制度導入後も、こうした方針に特に変更はないと聞いております。

(星屋国税庁次長)

国税庁といたしましては、インボイス制度について、制度の定着を図るため、調査の過程でインボイスの記載不備を把握したとしても、インボイスだけでなく他の書類等を確認するなど柔軟に対応していくことで考えてございます。

### 3 おわりに

これらの負担軽減措置のほか、インボイス制度に関する補助金（持続化補助金、IT導入補助金）もあります。財務省ホームページでは、負担軽減措置のQ&Aを含む詳細情報や補助金を案内していますので、こちらもぜひご覧ください。

冒頭にも申し上げた通り、非常に多くの人が登録申請をしており、課税事業者全体に占める登録申請の割合は9割を超えている状況です。今後の政府の取り組みとしては、今回ご紹介したような税制改正の内容を小規模な事業者までお届けしつつ、制度の認知を広げ、丁寧な相談に応じられるような体制を強化し、制度の円滑な導入に万全を期すこととしています。最後になりましたが、本稿が皆さまの準備の一助となりましたら幸いです。

財務省HPはこちら



令和5年度税制改正でこう変わる

## 電子帳簿等保存制度の見直しについて



田代 浩 (たしろ・ひろし)

財務省主税局税制第一課 課長補佐

2005年に国税庁に入庁。国税庁、国税局、税務署、財務省主計局、内閣官房（マイナンバー制度担当）、在上海日本国総領事館（日系企業支援担当）での勤務を通じ、22年7月から現職。税務調査や確定申告などに関する施策の企画・立案、税務署での現場運営といった執行当局での実務経験を生かし、現職では、電子帳簿等保存制度をはじめ、納税環境整備に関する税制改正を担当

平素より税制・税務行政への深いご理解と多大なご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、電子帳簿等保存制度については、令和3年度改正で、経済社会のデジタル化を踏まえ、經理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフトウェアの活用による記帳水準の向上に資する観点から、国税関係帳簿書類を電子的に保存する際の手続きを抜本的に見直したところであります。

令和5年度改正においては、さらに、税務情報のデジタル化、優良な電子帳簿の普及・一般化などに資する観点から、必要な見直しを行うこととしています。今回は、令和5年度改正で措置された事項を中心に、ご説明いたします。

文中、意見にわたる部分は、筆

者個人の見解となります。

1 電子取引の取引情報に係る電磁的記録（電子取引データ）の保存制度

まず、電子取引データの保存制度についてです。令和3年度改正において、電子取引については、全ての保存義務者において、保存要件（タイムスタンプなどの改ざん防止の要件や検索機能の確保の要件など）に従って電子取引データ（原本）のまま保存しなければならぬものとされました。

この点、令和4年度改正において、2022年1月1日から2023年12月31日までの間に行われた電子取引については、保存要件に従って保存できなかったことについてやむを得ない事情がある場合には、電子取引データを出力することにより作成した出力書面の提示・提出の求めに応じることをもって、その電子取引データの保存に代えることができるという経過措置が設けられました。

令和5年度改正においては、システム対応が間に合わなかった事業者などへの対応として、現行の経過措置は、適用期限の到来をもって廃止することとしつつ、保存要件に従って電子取引データの保存ができなかったことについて相当の理由があると認める場合（事前手

続き不要）には、出力書面の提示・提出の求めに応じることに加え、その電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、保存要件を不要として、その電子取引データの保存を可能とする猶予措置を整備することとしています。

この「相当の理由」については、従前の経過措置のように必ずしも「やむを得ない事情」がなかったとしても、事業者の実情に応じて柔軟に猶予措置を適用することが可能となることを明確化したものです。

さらに、猶予措置の適用までは必要なく、保存要件に従って保存する場合について、保存要件の一つである「検索機能の確保の要件」についても見直しを行うこととしています。具体的には、電子取引データのダウンロードの求めに応じること前提に、全ての検索機能の確保の要件が不要となる売上高基準を、現行の「1千万円以下」から「5千万円以下」に引き上げるとともに、電子取引データを出力することにより作成した書面整理とした形式および明瞭な状態で出力され、取引年月日や取引先ごとに整理されたものに限る）の提示・提出の求めおよびその電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしてい

## インボイス&電帳法 令和5年度税制改正でこう変わる

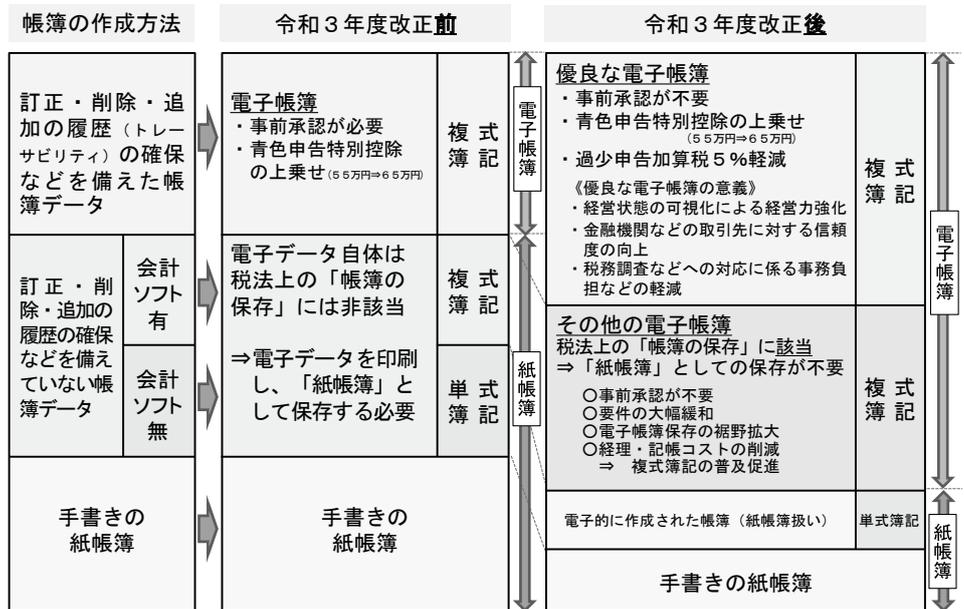
図表1：見直し後の電子取引の取引情報に係る電磁的記録（電子取引データ）の保存方法のイメージ

保存方法	対象	検索機能の確保の要件	その他の要件
① (原則)	制限なし	必要	・改ざん防止の要件（タイムスタンプなど） ・見読可能装置の備付けなどの要件
②	新たな猶予措置適用者	不要	・出力書面の提示・提出の求めに応じる ・ダウンロードの求めに応じる
③	売上高が「5千万円以下」の事業者	不要	・改ざん防止の要件（タイムスタンプなど） ・見読可能装置の備付けなどの要件 ・ダウンロードの求めに応じる
④	制限なし	不要	・改ざん防止の要件（タイムスタンプなど） ・見読可能装置の備付けなどの要件 ・出力書面（日付などごとに整理必要）の提示・提出の求めに応じる ・ダウンロードの求めに応じる

るときは、全ての検索機能の確保の要件を不要とすることとしています。

見直し後の電子取引データの保存方法は、図表1のいずれかの方法で対応していただく必要があります。

図表2：電子帳簿等保存制度改正の考え方（令和3年度改正）



2 スキャナ保存制度

次に、スキャナ保存制度については、要件の緩和を行います。具体的には、①国税関係書類に係る記録事項の入力（読み取り）を行う者などの情報を確認できるようにしておくことを不要とする、②

国税関係書類をスキャナで読み取った際の情報（解像度・階調・大きさ）の保存を不要とする、③帳簿の記録事項との間に、相互にその関連性を確認することができるよう求める書類を、「重要書類」に限定するといった内容です。

### 3 電子帳簿等保存制度

最後に、電子帳簿等保存制度については、図表2にある通り、令和3年度改正において、事後検証可能性の高い電子帳簿については、優良な電子帳簿として過少申告加算税の軽減措置を設けることにより普及を促進することとして、その他の電子帳簿についても、正規の簿記の原則に従うなど一定の要件を満たす場合には電子帳簿として電子データのまま保存することを可能としたところです。

令和5年度改正においては、信頼性の高い電子帳簿へのさらなる移行を目指す観点から、過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿について、その範囲を合理化・明確化することにより、一層の普及・一般化を図ることとしています。

以上、令和5年度改正においては電子帳簿等保存制度全般を見直したところですが、今後とも、税務関係手続きのデジタル化を通じて、適正・公平な課税の実現に加え、事業者などにおける経営状態の可視化による経営力の強化、バックオフィスの生産性の向上につなげていく必要があると考えています。

最後になりましたが、本稿が皆さまの制度への理解や準備の一助となりましたら幸いです。

# 鳥取市再エネ・省エネ設備 導入補助金

商工業者向け  
7月11日より  
受付開始

燃料費や電気代高騰の影響を受けている中小企業者による再生可能エネルギー発電による自家消費や省エネ設備への更新によるエネルギーコストやCO2排出量の削減を行う取組を支援します。

## 補助対象者

- ①中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者であること  
(株式会社、有限会社、合名会社、合同会社、企業組合、協同組合、個人事業主等) ※農林水産漁業を除く。
- ②本市に事業所を有し、かつ本市において1年以上事業を実施しており、今後も本市において事業を継続する意思があること。
- ③市税等の滞納がないこと 等

補助率	補助限度額	補助下限額
1 / 2	500万円	50万円

## 補助対象経費

設備費、設置工事費、省エネ設備への更新に係る設備処分費

事業区分	補助対象設備
①再生可能エネルギーを活用した発電設備等の 新規設 ※全量自家消費を目的とする導入に限る	発電設備(太陽光、風力、水力等)、蓄電池
②既存の設備から省エネ効果の高い設備 への更新 ※更新前と比較し5%以上の省エネ効果が見込ま れ、メーカー又は納入業者等による証明がなされ た設備に限る	業務用給湯器、業務用ボイラ、冷凍冷蔵設備、コ ジエネーションシステム、変圧器(※1)、高効率照明等(※2)、 空調機器(※3)、生産設備(※4)
③エネルギーマネジメントシステム機器の新増設	エネルギーマネジメントシステム(FEMS、BEMS等)、デマンドコ ントローラ

## 備考

- (※1)トップランナー変圧器2014に適合する設備に限る。  
(※2)2020年度を目標年度とした省エネ基準達成率100%以上に適合する設備、又は経済産業省の先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金(C)指定設備導入事業において補助対象設備として公表されている制御機能付きLED照明器具で、いずれも安定器の除去やバイパス工事等を伴う更新に限る。  
(※3) 定格冷房エネルギー消費効率の区分(イ)を満たすルームエアコン、又は経済産業省の先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金(C)指定設備導入事業において補助対象設備として公表されている高性能空調に限る。  
(※4)減価償却資産の区分が機械及び装置に分類され、工業会証明書が発行される設備に限る。

## その他

- ・補助金の交付は1事業者1回のみに関り、その他補助制度との併用不可。
- ・居住の用に供するスペースへの設置、中古品の購入、リース契約、割賦契約、PPAによる導入は不可。
- ・交付決定前に着手(契約、発注、支払等)した事業は原則対象外。補助対象経費の支払は銀行振込に限る。
- ・補助金の交付1年後にエネルギー使用実績の報告を行っていただきます。

交付申請期限(必着)

実績報告期限(必着)

令和5年9月29日(予算上限に達し次第受付終了)

令和6年1月31日





東商検定IBT・CBT  
INTERNET AND COMPUTER BASED TESTING

検定試験なら、合否で習熟度が確認できる。  
基礎知識の習得や評価・昇格基準としても使いやすい。

## ビジネス マネジャー 検定試験®

### 管理職に必須のマネジメント基礎知識が身に付く

**【活用方法】**

- ◎昇進前に学習・合格することで、管理職としての準備ができ不安や戸惑いを軽減
- ◎合格を昇格要件に設定し、知識や思考が一定のレベルに達していることを客観的に判断
- ◎課長(係長)～役員まで共通の知識を持つことで、コミュニケーション・事業遂行の効率アップ

**【対象】**

- ◎管理職昇進前の方や新任管理職の方(係長～課長クラス)
- ◎管理職を育てる立場の方(部長～役員クラス)



## ビジネス 実務法務 検定試験®

### コンプライアンス違反や法務リスクを未然に防ぐ法律知識が身に付く

**【活用方法】**

- ◎内定者や新入社員のコンプライアンス意識、法律基礎知識向上のため必須化
- ◎役職者も含めた人材育成プログラムへの導入で企業全体のコンプライアンス強化、ガバナンス向上

**【対象】**

- ◎3級:学生、新入社員・若手社員の方(～社会人3年目)
- ◎2級:法務部門勤務の方、部下を指導する中堅社員や管理職の方(中堅社員～役員クラス)
- ◎1級:法務部門の上級職の方、複数の部署を統括する責任者の方(管理職～役員クラス)



## カラーコーディネーター 検定試験®

### 仕事に役立つ実践的な色彩の知識が身に付く

**【活用方法】**

- ◎顧客に選ばれるチラシやプレゼン資料作成のベース知識として社員に推奨
- ◎企画やデザイン部門、製品開発の人材育成プログラムの一環として

**【対象】**

- ◎スタンダード(色彩の基礎知識):すべてのビジネスパーソン、学生
- ◎アドバンス(ビジネスに役立つ知識):色の幅広い知識・応用力を学びたい方



## ◎2023年度 東商検定実施スケジュール

	検定試験	団体受験登録 (クーポン購入)	団体受験者申込 (先行申込)	一般(個人受験) 申込	試験
第2シーズン	・カラーコーディネーター検定試験 (アドバンス・スタンダード) ・ビジネス実務法務検定試験(2・3級) ・ビジネスマネジャー検定試験	8/29(火) ～9/6(水)	9/14(木) ～9/20(水)	9/22(金) ～10/3(火)	10/27(金) ～11/13(月)
	・福祉住環境 コーディネーター検定試験(2・3級) ・環境社会検定試験(eco検定)	9/19(火) ～9/27(水)	10/5(木) ～10/11(水)	10/13(金) ～10/24(火)	11/17(金) ～12/7(木)
1級試験	・ビジネス実務法務検定試験(1級)	—	—	11/7(火) ～11/14(火)	12/10(日)
	・福祉住環境 コーディネーター検定試験(1級)	—	—	11/7(火) ～11/14(火)	12/17(日)

【お問い合わせ】 東京商工会議所検定センター <https://kentei.tokyo-cci.or.jp/>



鳥取商工会議所 検定担当

<http://www.tottori-cci.or.jp/>  
TEL 0857-32-8004/FAX 0857-22-6939



〈令和5年度鳥取YEGスローガン〉

PRIDE OF YEG まち ひと みらい を繋ぐ核となれ

第295号

# 鳥取 YEG 通信

TOTTORI  
YOUNG  
ENTREPRENEURS  
GROUP  
YEG

8



発行：令和5年8月15日  
鳥取商工会議所青年部  
広報プランディング委員会

鳥取商工会議所青年部通信

## 令和5年度 会長あいさつ



鳥取商工会議所青年部  
会長 井上 直樹  
株式会社 井上機械

先月は全国で豪雨や突風による甚大な被害が発生しました。

また、鳥取市においても7月13日には朝から豪雨に見舞われ、土砂崩れや建物の浸水、至る所での道路の冠水等、大きな被害となりました。

このような自然災害はいつ起こるかわかりません。防災意識を高め、もしもに備えていくことが重要だと再認識いたしました。

被害に遭われた方々へ、心からのお見舞いを申し上げます。一日も早く、笑顔と平穏な日々が戻ることを願います。

さて鳥取YEGは、今年度もより住みやすい鳥取を目指し政策提言を行う予定にしており現在議論を重ねています。

その中で7月例会は政策提言委員会の担当で中心市街地を考える上で非常に重要な場所にある鳥取シネマにて行われました。

以前は鳥取市にも10力所を超える映画館がございましたが、今ではこの鳥取シネマが鳥取で唯一の映画館となりました。

3年前は配信サービスに加入しているのは珍しいくらいでしたが、今では当たり前前のこととなり、映画は映画館に行かずに配信で見るといふ時代になりました。

映画が始まる前のあかりが次第に消え

ていく緊張感。静けさの中でポップコーンを食べるワクワク感。大画面の前で観客全員が同じ感動を共有し合う興奮。これらも全て、映画館ならではの体験ではないでしょうか。

そのような映画上映さながらの雰囲気の中、過去に行った提言の振り返り、中心市街地の問題点の共有、「私の好きな鳥取の〇〇」のお題でのスケッチブックリレーの上映と大きなスクリーンを活用した内容、例会の次第は暗い映画館でも確認出来る様スマホを活用したペーパーレス化など、例会を開催にあたり様々な取り組みが行われました。政策提言委員会の新たな挑戦を誇りに思います。

7月23日には、久松山・鳥取城跡の整備・清掃ボランティア活動が行われました。

7月9日には鳥取城跡の中ノ御門渡櫓門の上棟式が行われるなど、着実に復元が進みつつあります。ですが、ただ復元するだけに終わらせたくない2年前に『〇〇〇〇〇〇鳥取市民みんなで鳥取城跡を地域の誇りに』と提言致しました。

歴史的価値が高く織田信長には堅固な名城と評された鳥取城跡に、ほかのどれでもない私たちが市民が愛着を持ち、地域の誇りになる場所を目指し今年度も活動を進めてまいります。

当日は多くの高校生も参加し、鳥取市文化財課の細田様にも歴史等のご講演頂いたあとの清掃ボランティアで、これからの地域を担う若い世代を含み参加した皆様により鳥取城跡に関心を持ち、愛着を持っていただけたと確信をいたしました。

今後も鳥取YEGは、鳥取城跡三階櫓復元に向けて活動を進めていきたいと思っております。

## 7月・政策提言委員会シネマ例会開催

令和5年7月12日（水）政策提言委員会が担当する7月例会が鳥取シネマで開催されました。今年度の委員会テーマは、鳥取中心市街地の活性化に向けた提言です。

政策提言と聞くとも硬いイメージが先行してしまいがちです。そこで私たちは楽しく、わかりやすく伝える心掛け、中心市街地にある娯楽施設のひとつである鳥取シネマを会場に選びました。

鳥取シネマはレトロ口で懐かしい雰囲気があり、まるでタイムスリップしたかのような気持ちにさせてくれます。会員からは「久々に来た」「懐かしい」といった声が聞かれました。

会員数が急速に増加している鳥取YEGは新しいメンバーが多いため、過去の提言を知らない人もいます。そこでまず、過去5年間の提言内容をまとめたムービーを上映しました。次に、鳥取の中心市街地の現状についてプレゼンテーションしました。まちの成り立ちや中心市街地が直面している課題を皆で共有しました。

最後に「鳥取愛」をテーマにしたスケッチブックリレームービーを上映しました。このムービーには会員の8割以上が参加しそれぞれの考える鳥取の良さを再認識しました。この例会が鳥取の明るい未来に向けた一歩となることを期待しています。

政策提言委員会 委員長 西川 征和



例会の様子



45周年大会の案内

〈令和5年度日本YEGスローガン〉

# Challenge Everything ～持続可能で心豊かな未来への貢献～

## 鳥取SEIGNONS Sports Exchange Games 開催

令和5年6月25日(日)に岩美町の岩美町民体育館にて「鳥取SEIGNONS Sports Exchange Games」を開催いたしました。

猛暑と熱中症が心配されましたが、当日はとも過ごしやすい環境の中、約60名のYEG会員の皆さまにご参加いただき、開催を迎えることができました。

競技内容は二委員会合同チームを4チーム結成し、キンボール転がしリレー、綱引き、キンボールリレー、ドッチビーの計4種目を対抗戦形式で実施いたしました。

競技開始早々、参加者同士が一致団結し、声を掛け合ったりハイタッチを交わす様子も見られ、会員同士の新たな交流と絆を深める機会になったと感じています。

また、スポーツ交流会終了後には鳥取市内のカフェソースバンケットにて懇親会と表彰式を行いました。参加者一同でスポーツ交流会の余韻に浸りながら楽しいひと時を過ごすことができました。

激戦の上見事優勝に輝いたのは「会員増強・ビジネス委員会」チームの皆さまでした。本当におめでとうございました。

私たち会員交流委員会は、会員の皆さま一人一人にYEG活動の楽しさや魅力を知っていただき、更なる活動の推進と会員同士の新たな交流と絆の創出を目的として、今後も引き続き事業を展開してまいります。

このたびの事業開催にあたり、ご参加、ご協力いただきました会員および関係者の皆さま、本当にありがとうございました。

会員交流委員会 委員長 荒川 恵介



集合写真



表彰式と懇親会



展示の様子



鳥取市立中央図書館にて

## フォトコン入賞作品 展示会

鳥取商工会議所青年部(鳥取YEG)主催の因幡千本桜動画フォトコンテスト2023の入賞作品の展示会を開催しました。

掲載期間は7月1日より15日まで鳥取市立中央図書館内に展示を行ってまいりました。

今年は三脚をかりて照明の配置を行い、作品の位置はかりながら決めました。より良い展示になったと思います。

受賞された素敵な写真が大きく印刷され花見を楽しんでいる様々なシーンが切り取られておりました。毎年展示を行っておりますので、是非とも来年以降も展示期間に現地でご覧になってください。

広報プランディング委員会 委員長 太田 哲平

鳥取YEGでは  
**鳥取**を  
盛り上げる方  
募集中!!

鳥取 YEG は、地域を支える青年経済人の集まりであり、一緒に鳥取を盛り上げていただける方を随時募集しています。  
次世代を担う立場として、熱意を持って一緒に頑張りませんか?! 鳥取 YEG で出会う「縁」を「運」に変えて、企業と地域を活性化させましょう!  
お気軽にお問い合わせ下さい。



# TEL:0857-32-8004

(鳥取商工会議所青年部 事務局)



2023 8 AUGUST

## 女性会だより



会員交流会の様子

6月14日(水)、県下4商工会議所女性会から58名の会員が倉吉市の打吹回廊に一堂に会し、3年振りに会員交流会がリアル開催された。

鳥取県商工会議所女性会連合会・中井英子会長の挨拶に続き、開催地倉吉の小林会長は「食べて、しゃべって、パワーアップ」と力強く話された。倉吉商工会議所・太田英二副会頭より祝辞を頂き、各地女性会の活動報告があった。鳥取女性

県商女性連・会員交流会を開催  
3年ぶりに集い、交流を深める



昼食の様子

会は、6月に実施したばかりの創立60周年記念事業・北海道釧路市視察研修について徳田副会長より報告がされた。

続いて、鳥取県立美術館パートナーズ(株)の赤尾靖枝統括マネージャーから令和7年に開館する鳥取県立美術館についてPRがあった。工事期間中も様々なイベントが催されるとのことだった。

昼食は、打吹回廊の特別メニューが用意され、他地区女性



講師の柳沢氏

会と和やかな時を過ごした。

午後からは、大原美術館学芸統括・柳沢秀行氏を講師に招き『美術館が社会にできること』と題して講演を頂いた。

大原美術館創設者・大原孫三郎氏と画家・児島虎次郎氏の出会いと友情に端を発した大原美術館は、「今を生きる人にとって意義あることは何か」と問い続け、「美術館は生きて成長してゆくもの」という信念のもと新しい美術館のあり方を模索している。その中で、子ども達と美術館・美術品とのふれあいを続けているということだった。

芸術・文化といったものを見るのはいいけれど、入っていくのはちょっと・・・と思っている人は案外多いのではないのでしょうか。新しい美術館の開館を機に足を運んでみるといいかもしれません。

## 鳥取商工会議所女性会で一緒に活動しませんか

鳥取商工会議所女性会は、地域の先導役を務める商工会議所の一翼を担う組織として全国的な連携のもと、女性会相互の親睦と啓発をはかり、かつ経営知識の涵養と経営技術の研修取得により、女性の立場から商工業の改善発展に寄与することを目的として活動を行っています。

**あなたのパワーを女性会にお寄せください!!**

【連絡先】鳥取商工会議所女性会(担当 森)

TEL: 0857-32-8004 / FAX: 0857-22-6939



すてっふ ① 使い方いろいろコースター  
綿製。色と柄を選んで、コースターを染めましょう。  
色は一人1色。柄は変えてもOKです。  
タペストリーや敷物としても使えます。  
**8/27**  
(sun)

すてっふ ② おさんぽトートバッグ  
綿製。A4サイズが入る大きさです。  
両面に違う柄を入れることもできます。  
必要なものだけポイっといれてのお散歩にもぴったり♪  
**9/24**  
(sun)

すてっふ ③ めでたい豆軸とポチ袋  
楮和紙にめでたい柄を染めて豆軸を作りましょう。  
同柄で染めた紙でポチ袋も作ります。  
<豆軸本体 12.5×2.7×1.8(軸)cm>  
**10/22**  
(sun)

講師：山口邦子(型染め作家)  
時間：各日とも 10:00～12:00  
定員：各回 10名  
参加費：各回 1,000円  
持ち物：エプロン(汚れても良い服装)

事前申込要

定員になり次第締め切ります

お申込みはこちら▼

パレットとっとり市民交流ホール  
TEL(0857)39-2555

シリーズワークショップイロハすてっふ  
**楽しい！型染め**

《やってみたい》の一步先へ♪  
一つのジャンルのワークショップを毎月1回(全3回)に渡って開催。  
今回のイロハすてっふでは、型染めに挑戦！  
楽しく遊び心あるモチーフ使いで人気の  
型染め作家山口邦子さんに教わります。

参加者募集!

入場無料

パレットとっとり  
市民交流ホール コラボ Vol.108

花かざり 写真  
ateliercafe M + nori 作品展

しあわせな  
記憶

2023  
**9/14(木) - 9/18(月・祝)**  
10:00～17:00  
(最終日は16:00まで)

ゆっくりコツコツ紡いできた  
「好き」の気持ちとまっすぐな想い



workshop

オリジナルフラワーフォトフレーム

お花と写真を選んでフレームを飾りましょう

**9/17(日)・9/18(月・祝)**  
10:00～16:00

参加費(材料費込)：1,300円～

当日随時受付

## 鳥取砂丘コナン空港 ANA鳥取空港所

9月30日  
「空の日イベント」開催！  
CAお仕事教室や、歴代制服の展示に加え、  
トロッコ列車やマーシャリング体験等、  
様々なお楽しみイベントをご用意して  
皆様をお待ちしております。

羽田空港第2ターミナル国際線施設  
再オープン(7/19～)  
ANAの国際線乗り継ぎが更に便利になりま  
した！鳥取空港で国際線搭乗手続き、  
預入手荷物も承ります。国内線⇄国際線の  
旅をより快適にご利用下さい。



詳しくは鳥取空港ビル・ANAのホームページをご覧ください。  
<https://www.ttj-ap-bld.co.jp/> <https://www.ana.co.jp/>

## ねんりんピック2024 ボランティア大募集

ねんりんピックはばたけ鳥取  
2024実行委員会は、次の通  
り大会ボランティアを募集して  
います。

▼募集人数—1000人程度  
▼募集期間—2024年5月31  
日(金)まで▼募集要件—県内  
に在住、在勤または在学して  
いる人▼その他—活動期間や内  
容、申込方法などの詳細はホー  
ムページで確認してください▼  
問い合わせ先—ねんりんピック  
ティアセンター  
(TEL)0857-59  
-6338)



## パレットとっとり市民交流ホール

### 利用予定表

日	利用内容
8/20(日)	ダンス発表会「DOBEAT」
26(日)	フラメンコ・レッスン
27(日)	シリーズワークショップ「イロハすてっぶ」 『楽しい！型染め』①使い方がいいコース ター【有料・申込要】
9/2(日)	フラメンコ・レッスン
9(日)	パソコンエコー版 展示販売会【公開】
	フラメンコ・レッスン
11(月)	鳥取理容組合 支部講習会
14(木)	しあわせな記憶 花かぶりプロジェクト 展【公開】
15(金)	しあわせな記憶 花かぶりプロジェクト 展【公開】
16(土)	しあわせな記憶 花かぶりプロジェクト 展【公開】
17(日)	しあわせな記憶 花かぶりプロジェクト 展【公開】
18(月)	しあわせな記憶 花かぶりプロジェクト 展【公開】

※利用予定は変更される場合があります。

パレットとっとり市民交流ホール  
TEL 0857-39-2255 FAX 0857-39-2550  
利用時間 9:00～22:00

## 編集室

◆連日、うだるような暑  
さが続いています。皆さ  
ま元氣にお過ごしでしょ  
うか。猛暑・酷暑のニュー  
スが当たり前になった昨今、  
外に出る時は天気アプリで  
外気温を確認するようにな  
りました◆ビールがおいし  
い時期ですが、ビールより

アイス派の筆者はアイスク  
リームを買う頻度が格段に  
増えました(笑)◆ところ  
で、8月31日は「野菜の日」  
だぞご存知ですか？アイス  
クリームや冷たい麺類に偏  
りがちですが、野菜を摂っ  
てバランスの良い食事を心  
掛けたいですね。(A)

事務局日誌 (7月) 抜粋

- 4 青年部まちなか活性化委員会・45周年企画実行委員会・総務委員会・広報プランディング委員会
- 5 中商女性連役員会・総会・児島大会 (岡山市児島市)
- 6 会頭・副会頭会議▽女性会会員委員会
- 10 ローカルフードプロジェクト特別委員会観光土産品プロジェクト会議▽青年部ビジネス委員会
- 12 青年部例会
- 13 とっとり観光ビジョン策定特別委員会正副委員長会議
- 18 金融相談会▽しゃんしゃん幟旗取り付け▽青年部5役会
- 19 女性会役員会・例会▽日商夏季政策懇談会 (東京都)
- 20 日商常議員会・議員総会 (東京都)▽運送業小委員会・運送業界応援プロジェクト会議▽青年部会員増強委員会
- 24 青年部45周年企画実行委員会
- 25 マネジメントスキルアップセミナー▽青年部理事会
- 27 会頭・副会頭会議▽青年部OBの集い
- 28 とっとり観光ビジョン策定特別委員会▽青年部広報プランディング委員会
- 30 鳥取砂丘コナン空港連絡バスラッピングバスお披露目式



**株式会社 千代田工務店**  
CHIYODA BUILD CO., LTD

〒680-0033 鳥取県鳥取市二階町3丁目210番地  
TEL:0857-27-5280 FAX:0857-27-5288

事業資金融資・事業承継に関するご相談承ります。



**SHIMANE 島根銀行**

各種情報は、こちらから  
<https://www.shimagin.co.jp>

◆鳥取支店 鳥取市興南町1番2  
TEL (0857) 22-3118

人と自然が共に生きる未来へ



建設コンサルタント  
**Novel 株式会社 アスコ**

代表取締役社長 小林正基

〒680-0911 鳥取市千代水2丁目121番地2  
TEL(0857)50-1225 FAX(0857)50-1226  
ホームページ: <http://www.asc-co.jp/>

事業主のみなさまへ  
小規模事業者経営改善資金融資制度

**無担保・無保証人 マル経融資**  
をご活用ください!

- 融資限度額 2,000万円
- 利率 年1.09% (R5.8.1現在)
- 返済期間・運転資金=7年以内 (据え置き1年以内)  
・設備資金=10年以内 (同2年以内)

お問い合わせは  
鳥取商工会議所経営支援一課 (☎ 0857-32-8005) へ

定例金融相談会のご案内

定例金融相談会は、(株)日本政策金融公庫鳥取支店のご協力をいただき、皆さまの事業資金調達等の金融ニーズに迅速に対応するため毎月開催しています。ご希望の方は下記まで電話でお申し込みください。

1. 日時 9月19日 (火) 午前10時~12時
2. 会場 鳥取商工会議所 会議室
3. 内容 事業資金等の借入相談 (株)日本政策金融公庫職員との直接面接)
4. お申し込み・お問い合わせ 鳥取商工会議所 経営支援部 経営支援一課  
TEL: 0857-32-8005 FAX: 0857-22-6939

# 取引先と共存共栄関係を築こうと考える経営者の皆様へ

パートナーシップ構築宣言は  
2020年6月に創設されました。



詳しくは Webへ  
<https://www.tcc.or.jp/partnership/>

大企業と中小企業が  
共に成長  
するために!

取引先との  
持続可能な関係  
を築くために!

## パートナーシップ構築宣言とは? あらゆる規模・業種の企業や個人事業主に宣言いただけます

取引先とのパートナーシップを強化するなど「新たな共存共栄関係の構築」を企業の代表者名で宣言(コミット)するものです。



新たなパートナーシップ  
規模・系列を超えた連携  
お互いWin-Winの関係で!



適正な取引価格の実現  
価格交渉ができる関係に!



下請代金の支払条件改善  
資金繰りの改善!

Webサイトではパートナーシップ構築宣言の仕組みや目的などの動画、PDFをご覧ください。



「パートナーシップ構築宣言」プロモーションビデオ  
～アフターコロナを勝ち抜く  
トップの決断!～



「月刊石垣」別冊  
「パートナーシップ構築宣言」  
特集号

## メリット・効果は?

### 「宣言」が公式ポータルサイト※に掲載・公表されます

中小企業庁のニュースリリースにも  
掲載されます(不定期)。

※(公財)全国中小企業振興機関協会の運営サイト



### 宣言企業は「ロゴマーク」を使うことができます

名刺にロゴマークを入れて、取引先との共存共栄の関係を築こうとする会社(ホワイト企業)であることをアピールできます。



### 一部の補助金で加点措置が受けられます

「ものづくり等補助金」や「省エネ補助金」等で加点措置が受けられます。



最新の支援措置(補助金の加点措置)等は、QRコードからご覧いただけます。  
<https://www.biz-partnership.jp/info.html#chap-subsidy>



### SDGs 「宣言」の取組みを実践することでSDGsも同時達成することになります

今や多くの企業が取組む「SDGs」(持続可能な開発目標)

「宣言」を通じて次の5つの目標に取組んでいることとなります。



積極的な宣言と実行で、サプライチェーン全体の  
「成長」と「分配」の好循環を実現しましょう

日本商工会議所 会頭  
小林 健

日本商工会議所  
The Japan Chamber of Commerce and Industry

## 鳥取商工会議所

(Tottori Chamber of Commerce & Industry)

〒680-8566 鳥取市本町3丁目201  
TEL(0857)26-6666 FAX(0857)22-6939  
URL <http://www.tottori-cci.or.jp>

地域・経済振興部	総務課	32-8002	経営支援部	経営支援一課	32-8005
	経済振興課	32-8003		経営支援二課	32-8005
	地域振興課	32-8004		農工商連携推進事業	32-8005

### 駐車場ご案内

鳥取産業会館 鳥取商工会議所ビルに車で越しの方は、会館北側駐車場をご利用ください。最初の30分は無料ですが、それ以降は1時間ごとに100円が必要です。駐車サービス券の発行はテナント事業所によって異なりますので、当該事業所にご確認ください。